

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 外務省

1.第3節 - 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要
循環型社会形成のための取組として、主として次の省内措置を引き続き推進していく。 産業廃棄物の運搬・処理に際し、排出事業者たる当省としての「排出者責任」の徹底を図る。 省内各部署における再生品の使用を促進する。 「拡大生産者責任」を踏まえ、不用となった製品等の生産者による引き取りを促進する。
3.進捗状況
上記各措置の進捗状況は次の通り。 廃棄物運搬・処理専門業者の選定及び契約締結を官房会計課に一元化することにより、不法投棄等の懸念を減少させるよう努めている。 事務用品等の選定にあたっては、可能な限り再生品を選定するよう配慮している。 不用となった什器等の回収・引き取りを積極的に行うよう業者に働きかけている。
(第1回フォローアップ時との比較とその評価)
中小企業を中心とするいくつかの業者との取引実績を通じ、業者に対する評価を積み重ねている。 グリーン購入法特定調達品目についての調達率：(15年度)100% (16年度)ほぼ100% 特殊什器等の分野で実績を挙げつつある。
4.今後の課題・見直しの方向性
省内より発生するごみの減量を促進し、廃棄物の発生抑制のための措置について具体的方策を検討する必要がある他、上記各措置についても更に推進していく。

## 個別法・個別施策の進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 宮内庁

1.第3節 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要
<p>国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）の規程に基づき、平成16年度における基本方針に定められた判断基準を満たす物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。</p> <p>調達方針において、物品等の調達については、総調達量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て100%を目標とした。</p>
3.進捗状況
<p>調達方針において、物品等の調達については、総調達量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、平成15年度と同様に全て100%を目標としていたところであるが、一部の品目については、機能・性能上の必要性から判断の基準を満足する物品を目標どおり調達できなかった。これを除くと各分野とも目標達成率は100%であった。</p>
(第1回フォローアップ時との比較とその評価)
<p>前回と同様の数値目標を設定して調達に取り組み、目標値に達しなかった品目が前同様2品目であったが、これを除く目標達成率を維持できたことは、調達に係る趣旨が周知されていると考えられる。</p>
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>平成16年度の調達において、目標値を満たすことができなかった品目を含め、法の趣旨に則り、より高い判断基準を満たす製品の調達に向けた更なる努力を行う。</p>

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 防衛庁

1.第3節 - 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要
平成12年12月に閣議決定された「環境基本計画」において、関係府省は自主的に環境配慮の方針を明らかにすることとされたことを受け、平成15年3月に「防衛庁環境配慮の方針」を策定し、環境保全の徹底や環境負荷の低減に努めてきたところであるが、各府省の環境配慮の方針及び点検結果が明らかになったことなどを踏まえ、更なる環境への取組の推進を図るため、平成17年1月に「防衛庁環境配慮の方針」の見直しを行ったところである。この「防衛庁環境配慮の方針」の基本的方針において、事務活動における環境配慮としてグリーン調達を掲げ、物品や役務の調達に当たっては、環境負荷の少ない製品等を積極的に選択するグリーン調達を推進することとしている。
3.進捗状況
平成16年度における防衛庁各機関のグリーン調達の推進に関する実施状況については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、平成16年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定・公表を行い、当該方針において調達目標を掲げ、環境に配慮した物品等の調達に努め、ほぼ100%に近い達成率となっており、グリーン調達の推進に努めたところである。
（第1回フォローアップ時との比較とその評価）
グリーン調達の推進については、昨年度に引き続きよく実施されているところである。
4.今後の課題・見直しの方向性
引き続き、グリーン購入法の趣旨を各調達機関に周知徹底させ、積極的な調達の実施に努めるとともに、特定調達品目以外の物品等についても環境負荷低減に配慮した調達に努めることとする。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 警察庁

1.第3節 - 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要
<p>警察庁では、平成16年4月23日付けで環境物品等の調達を推進を図るための方針（調達方針）の策定等を行い、速やかに公表するとともに、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。</p> <p>当該調達方針においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成16年3月16日閣議決定）に掲げられている特に重点的に調達を推進すべき環境物品（特定調達品目14分野）については、できる限り基準を満足する製品を調達するとともに、その他の製品についても、可能な限り環境に配慮した製品を調達することとした。</p>
3.進捗状況
<p>1 特定調達品目の調達状況</p> <p>特定調達品目の調達率は、100%に達した品目がある一方で、業務を行なう上で機能・性能上の問題等から判断の基準を満たす物品が購入できず、目標を達成できなかった品目もある。</p> <p>2 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況</p> <p>できる限りグリーン購入法適合商品を選定の上調達を実施したが、本法適合商品が存在しない場合においても、エコマーク等が表示され、環境に配慮されている商品を調達した。</p> <p>3 役務調達に当たっての環境配慮実績</p> <p>物品等を納入する事業者、役務事業者に対して、グリーン購入法適合商品の取扱を推奨するとともに、物品納入等の際には簡易包装並びに低公害車の利用に努めるように働きかけた。</p> <p>（第1回フォローアップ時との比較とその評価）</p>
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>平成17年度以降の調達においては、グリーン購入法の趣旨を各調達主体にこれまで以上に徹底し、環境物品等の調達の推進に努める。</p>

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省名：文部科学省

1.第3節 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要
<p>1.「戦略的創造研究推進事業」</p> <p>独立行政法人科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業」において、国の定めた戦略目標「資源循環・エネルギーミニマム型社会システムの構築」の達成に向け、研究領域「資源循環・エネルギーミニマム型システム技術」を設定しており、大量資源消費型文明社会を是正し、持続的発展を可能とする社会を構築するため、地球温暖化等の環境問題を克服し、資源循環・エネルギーミニマム型システムの構築を目指す研究を実施する。</p> <p>2.「科学技術振興調整費」</p> <p>「廃棄物・新素材による土壌浸透システム開発」、「食品廃棄物処理システム中の微生物群の動態」といった産学官共同の研究開発を実施した。</p> <p>3.技術士(環境部門)の認定</p> <p>環境保全計画の策定や環境測定など地方公共団体や企業の環境保全活動に関して、文部科学省においては、有能な技術者を「技術士(環境部門)」と認定し、活用を促進している。</p>
3.進捗状況
<p>1.「戦略的創造研究推進事業」</p> <p>平成10年度に5件、平成11年度に5件、平成12年度に6件の研究課題を採択し、高リサイクル性を有する樹木の同定・選抜技術及びその自動化装置の開発や、植物資源の高度循環資源システムの構築、資源回収型の都市排水・廃棄物処理システム技術の開発等の研究を推進。</p> <p>平成10年度採択の5課題については、平成15年度で研究終了し、平成11年度採択の5課題についても、平成16年度で研究終了した。</p> <p>2.「科学技術振興調整費」</p> <p>産学官共同研究の効果的な推進「廃棄物・新素材による土壌浸透システム開発」(H14-H16)</p> <p>産学官共同研究の効果的な推進「食品廃棄物処理システム中の微生物群の動態」(H14-H16)</p> <p>3.技術士(環境部門)の認定</p> <p>平成17年3月末において736名が「技術士(環境部門)」として登録されている。</p> <p>(第1回フォローアップ時との比較とその評価)</p> <p>植物体を機能性分子に切り替える要素技術の開発や、二酸化炭素の排出削減や再利用をもた</p>

らす物質合成法の創製等の成果が得られた。

「都市ゴミの高負荷価値資源化による生活排水・廃棄物処理システムの構築」、「乳酸生成系細菌による濃酸花梗副産物利用技術の開発」、「エネルギー半減・環境負荷ミニマムを目指した高炉の革新的精錬反応に関する研究」及び「材料の低環境負荷ライフサイクルデザイン実現のためのバリアフリープロセッシング技術に関する研究」については、平成15年度で終了したため、16年度に事後評価を実施した。その結果、いずれも総合評価として、b（優れた成果が得られた研究だった）と判断された。

平成16年3月末における「技術士（環境部門）」の登録者数は686名であり、着実に増加している。

#### 4. 今後の課題・見直しの方向

##### 1. 「戦略的創造研究推進事業」

平成12年度採択の6課題は、平成17年度に研究を終了する。

##### 2. 「科学技術振興調整費」

科学技術振興調整費を活用した取組は平成16年度で終了するため、平成17年度に事後評価を行う。

##### 3. 技術士(環境部門)の認定

引き続き、「技術士（環境部門）」の登録を実施する。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 文 部 科 学 省

1.第3節 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要
<p>・環境物品等の調達の推進</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）第6条の規定によって、平成16年3月16日に閣議決定された環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（以下「基本方針」という。）を受け、平成16年3月29日にグリーン購入法第7条に基づき、文部科学省における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）を策定し、ホームページ上に公表した。</p> <p>この調達方針において、調達予定のある136品目について、調達総量に対する基本方針の判断の基準（以下「判断の基準」という。）を満足する物品等の調達量の割合の目標値を100%と定め、この目標に向け環境物品等の調達を推進した。</p>
3.進捗状況
<p>・環境物品等の調達の推進</p> <p>環境物品等の調達においては、判断の基準を満足する物品等の調達量の割合の目標値を100%と定めた136品目中、2品目を除く134品目に関して100%の調達実績となった。</p> <p>環境物品等の調達の推進に当たって、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとし、環境物品等の判断の基準を超える物品を調達するよう努めた。</p> <p>製造請負契約において製造された物品についても、エコマークを取得・表示する等して、環境保全に配慮するように努めた。</p> <p>物品製造業者、物品販売業者、役務提供業者、及び建設工事等請負事業者に対して、環境物品等の調達を推進するように働きかけた。</p> <p>（第1回フォローアップ時との比較とその評価）</p>
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>・環境物品等の調達の推進</p> <p>平成16年度の調達については、一部の品目について調達目標値に及ばない品目があったが、平成17年度以降の調達においては、全ての品目について目標を達成できるように努めることとする。各調達機関に対して、グリーン購入法の趣旨の周知を図り、環境物品等の調達の推進を行い、環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。</p>

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 厚生労働省

1.第3節 - 1
2.取組の概要 （新）「厚生労働省における環境配慮の方針」 「環境基本計画」において、関係府省は、自主的に、環境配慮の方針を明らかにするとともに、同方針に基づく施策の進捗状況について点検を行うことが求められており、厚生労働省においても、平成16年6月29日に環境対策推進本部において、「厚生労働省における環境配慮の方針」（以下「環境配慮の方針」という。）を策定し、同方針に基づいて環境対策を推進している。
3.進捗状況 環境配慮の方針の対象となる施策(環境保全施策及び通常の経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の取組( ))に係る平成16年度の取組について進捗状況・実績、評価・課題及び今後の方向性(見直しの方向性)の把握・点検を行ったところであり、その点検結果を施策等の見直し、改善等へ適切に反映させることとしている。  環境保全施策； 物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組、 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組、 化学物質対策の推進、 生物多様性の保全のための取組、 地球温暖化対策の推進  通常の経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の取組； 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく取組、 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、燃料使用量、エネルギー使用量、廃棄物排出量、上水使用量、用紙使用量といった事項について把握し、その減量化を行うこと、「早期退庁を促進するための具体的方策について」(平成14年8月早期退庁促進のための省内検討チーム)に基づき、「一斉定時退庁日」などの推進、その実施状況の把握による仕事と生活の調和の取れた働き方を実現すること等を通じて、職場における環境負荷の低減に資するよう努めること
(第1回フォローアップ時との比較とその評価)
4.今後の課題・見直しの方向性 環境配慮の方針の対象となる施策の進捗状況について自己点検を行い、その点検結果を施策等の見直し、改善等へ適切に反映させていくこととする。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 厚生労働省

1.第3節 - 2
2.取組の概要 <b>環境物品等の調達</b> の推進
地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があり、環境物品等への需要の転換を促進していくために、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進するものである。
3.進捗状況
(1) 環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）の策定等を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。 <平成16年4月1日 調達方針を策定・公表（別紙1参照）>
(2) 環境物品等の調達に当たっての配慮の実績 調達方針に基づき、調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めた。
(3) 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況 特定調達物品等以外の物品等の調達に当たっては、調達方針に準じて、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等の環境物品を調達するように努めた。
（第1回フォローアップ時との比較とその評価） 平成16年度の調達については、平成15年度に比べ調達率100%を達成した品目数は増えた。
4.今後の課題・見直しの方向性 平成16年度の調達については、実績が調達目標に及ばない品目があったので、平成17年度以降においては、更に調達目標値を達成した品目が増えるよう努力していきたい。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 厚生労働省

1.第3節 - 3
2.取組の概要：(新)環境負荷の低減に配慮した製品・サービスの開発普及の促進
<p>環境負荷の低減に配慮した製品・サービス（以下「エコプロダクツ」という。）であって、具体的にすぐれた配慮が組み込まれたエコプロダクツを表彰することにより、エコプロダクツの更なる開発・普及を図ることを目的として、平成16年度に「エコプロダクツ大賞」制度が創設された。</p> <p>当省は、主催者であるエコプロダクツ大賞推進協議会及び関係各省と協力して、第1回から「エコプロダクツ大賞」を関係各省とともに後援し、その審査委員会委員に参画し当省所管に係るエコプロダクツについて、優れていると審査委員会に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。</p>
3.進捗状況
<p>エコプロダクツ大賞は、平成16年度に創設され、第1回表彰が行われたところである。第1回エコプロダクツ大賞では、当省所管事業者2社が共同開発した1製品及び1社の1製品がエコプロダクツ大賞推進協議会会長賞を受賞した。</p>
(第1回フォローアップ時との比較とその評価)
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>平成17年度以降も引き続き主催者及び関係各省と連携し、当該表彰制度を通じて当省所管事業者におけるエコプロダクツの開発普及の意識啓発に努めたい。</p>

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 厚生労働省

1.第3節 - 4
2.取組の概要 <u>生活衛生関係事業者による環境配慮の取組の推進</u>
生活衛生関係事業者による環境配慮の取組の推進を図ることを目的とし、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和34年法律第164号）に基づく「振興指針」の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付ける。
3.進捗状況
飲食店営業（めん類）、旅館業及び浴場業の振興指針の全部改正の際に、環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付けた。
（第1回フォローアップ時との比較とその評価） 上記のとおり、新たに3業種の振興指針に環境配慮に関する事業内容を盛り込み、生活衛生関係事業者による環境配慮の取組の推進を図った。
4.今後の課題・見直しの方向性
引き続き、他の業種の振興指針の全部改正の際には、環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付ける。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 公害等調整委員会

1.第3節 - 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要
総務省の定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、消費者としてグリーン購入を徹底する。
3.進捗状況
徹底されている。
(第1回フォローアップ時との比較とその評価)
特段変更なし。
4.今後の課題・見直しの方向性
引き続き、グリーン購入を心がける。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 財務省

1.第3節 - 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要
国等による環境物品等の調達に関する法律に基づき、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に即して、財務省「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）の策定・公表を行い、調達方針に基づいて環境物品等の調達を実施し、調達実績を公表するとともに、環境大臣に通知した。
3.進捗状況
1.平成16年度における調達方針（平成16年4月23日策定・公表） 2.平成16年度における調達実績（平成17年6月30日公表） 【調達実績の概要】 調達方針に定められた各品目の目標達成率の平均は約99.9%。
（第1回フォローアップ時との比較とその評価）
4.今後の課題・見直しの方向性
今後も、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律に基づき、毎年度、調達方針の策定・公表を行うとともに、調達方針に基づいた環境物品等の調達を引き続き実施する。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 金融庁

1.第3節 - 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要
『金融庁環境配慮の方針』に基づき、以下の具体的取り組みを掲げ、実施することとしている。 グリーン調達 グリーン調達の推進 物品やサービスの購入に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨に基づき、環境負荷の少ない製品等を積極的に選択し、グリーン調達を最大限進める。 低公害車の導入 平成16年度末までに全ての一般公用車を低公害車に切り換える。
3.進捗状況
平成16年度において、当庁における調達品は全てグリーン購入法の対象としている。 平成16年度末までに当庁における一般公用車（全18台）を全て低公害車に切り換えた。
（第1回フォローアップ時との比較とその評価）
4.今後の課題・見直しの方向性
今後も引き続き全ての調達品をグリーン調達によるものとし、環境負荷の少ない社会の構築に寄与していくこととする。

# 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 農林水産省

1.第3節 - 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要
<p>(1) . 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）により、特定調達物品等について目標値を設定。</p> <p>昨年度に引き続き、再生産可能な資源である木材の有効利用のため、間伐材を利用した机等の他、公共工事において、小径丸太及び合板等について、その導入を促進することとした。</p> <p>また、温水器等について、オゾン層を破壊する物質が使用されていない、再生プラスチック材が多く使用されている、再生利用のための工夫がなされている等の製品を調達することとした。</p>
<p>(2) . 第3セクター、事業協同組合、食品関連事業者等が、食品循環資源の再生利用のために行う先導的・モデル的な施設整備に対する補助を実施。</p>
<p>(3) . 家畜排せつ物、食品加工残さ等の有機性廃棄物及び農林水産業施設廃棄物についての革新的な循環・利用技術の開発、再生可能な作物資源由来の工業原材料を生産する技術の開発、地域におけるバイオマスの賦存状況を把握した上で、飼料・肥料、工業原材料等の資源として循環利用していくためのシステム化技術の開発を実施。</p>
<p>(4) . アブラソコムツ等の未利用資源やコンブ等海藻類の廃棄物が有する有効成分や機能を活用して食品等への添加を図る技術の開発。また、水産加工残渣を高鮮度で回収するシステムの開発と、より高度にリサイクルする技術の開発を実施。</p>
3.進捗状況
<p>(1) . 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成16年3月16日閣議決定）に定められている199品目のうち、135品目について目標値を設定したが、その内の48品目について目標を達成した。また、76品目については90%以上の目標達成となった。</p> <p>間伐材を利用した机等の他、公共工事において、小径丸太及び合板等の間伐材製品の利用に積極的に努めた。また、温水器等については、オゾン層を破壊する物質が使用されていない、再生プラスチック材が多く使用されている、再生利用のための工夫がなされている等の製品の調達に努めた。</p>
<p>(2) . 先進的・モデル的な食品リサイクル施設3地区の整備を支援。</p>
<p>(3) . 排せつ物の革新的な循環・利用技術の開発 上向流嫌気性汚泥床法による污水处理技術に、リン酸マグネシウムアンモニウム反応</p>

を用いたリン回収装置を組み合わせた汚水処理装置を開発し、実証試験を実施。

食品加工残さ等の有機性廃棄物及び農林水産業施設廃棄物についての革新的な循環・利用技術

発酵ポテトパルプの抽出物が、麺類や米飯類に対して優れたほぐれ効果のあることを発見。

作物資源由来の工業原材料生産技術の開発

バイオマスを原料にメタノールを生産する農林バイオマス1号機を開発し、同機に接続するガス化発電システムの開発。さらに、実証試験を行い連続運転に成功。

バイオマスの地域循環利用システム化技術の開発

地域の物質循環を診断するソフトウェアの開発し、ソフトウェアについての利用講習会を実施。

バイオマスの地域性を考慮した、個別技術を最適に組み合わせた地域モデルの構築と経済・環境面の評価及び実証試験を、全国3箇所（千葉県北東部、宮崎県都城市、沖縄県宮古島）で着手。

(4) . アブラソコムツについては、ワックスを含む殆どの脂質の除去が可能であること、飼料としてのタンパク源として利用可能であることが明らかになった。

コンブについては、溶媒抽出・カラムクロマトグラフィー等により、フコキサンチン(カロチンの一種)を80%以上の純度まで精製できた。

(第1回フォローアップ時との比較とその評価)

(1) . 昨年度は目標値を設定した125品目の内26品目が100%の調達率となったが、16年度については、目標値設定135品目の内48品目が100%以上の調達率となった。目標値設定品目に対する100%調達品目の割合は、15年度20.8%、16年度35.6%と14.8ポイント向上している。要因として、環境物品等に対する知識等が企業及び国の機関へ浸透した結果と思われる。

(3) . 平成15年度の成果に加え、平成16年度は進捗状況に記述したとおり、さらなる成果を得ており、計画通り順調に進んでいる。なお、地域モデルの構築と経済・環境面の評価及び実証試験については、計画どおりに着手した。

今後の課題・見直しの方向性

(1) . 平成16年度の目標値設定における調達状況をみると、100%調達比率が向上していることから、今後の調達においても本省から地方機関への情報提供を密にするとともに、グリーン購入の趣旨を各機関へ徹底する等、従来にも増して目標達成に向けた調達に努めていくこととする。

(2) . 引き続き、食品循環資源の再生利用のための先導的・モデル的な施設整備を実施。

(3) . 「農林水産バイオリサイクル研究」では、「バイオマス・ニッポン総合戦略」に即したバイオマスの持続的な利活用のため、生産・収集・変換・利用の各段階が有機的につながり、

かつ、全体として経済性がある循環システムを構築するため、個別のバイオマス変換・利用技術の開発及びバイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化に取り組んできたところであるが、平成17年度から、畜産臭気の低減技術及び液肥（メタン発酵残さ液）の利用技術等の開発を行うとともに、バイオマスの地域循環システムの実用化を促進するための地域モデルの構築及び実証に関する取組を強化。

(4) . アブラソコムツについては、エキス中のワックスを含む脂肪の効率的な除去方法及びたんぱく質の効率的な回収方法の開発。

コンブ等海藻類については、酸・アルカリによる濃縮条件について、さらなる検討が必要。フコステロールについて同様の検討。

今後は、平成17年度までの成果を踏まえ実用化に向けた検討、技術開発。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 経済産業省

1.第3節 - 1 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要
環境適合製品にかかる情報開示基盤を構築し、環境適合製品の普及を促進するため、ライフサイクルアセスメント(LCA)を用いて、資源採取から製造、使用、廃棄・リサイクルまでの製品のライフサイクル全体を通じての環境負荷の定量的データを、事前に設定された環境指標を用いて表示する環境ラベルであり、ISO14020 シリーズにおいてタイプ 環境ラベルに位置づけられるISOタイプ 環境ラベル「エコリーフ環境ラベル」の普及に取り組む。
3.進捗状況
社団法人産業環境管理協会を運営母体として平成14年度にプログラムがスタートし、平成16年度末で234件のエコリーフ環境ラベルが登録されている。 また、開催期間に約12万5000人が来場した「エコプロダクツ2004」(平成16年12月開催)において、エコリーフ環境ラベルについて普及のための展示を行った。
(第1回フォローアップ時との比較とその評価)
エコリーフ環境ラベルの登録件数は、平成15年度末の128件に比べて着実な伸びを見せているが、引き続き普及促進に努めていく必要がある。
4.今後の課題・見直しの方向性
社会におけるエコリーフ環境ラベルの浸透度合いとしては未だ低水準であるため、製品分類の業種やエコリーフ環境ラベルの利用者を増やすための普及活動を推進する。また、ISOにおけるタイプ 環境ラベルの国際規格化の動きを支援していく。

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 経済産業省

1.第3節 - 2 循環型社会ビジネスの振興								
2.取組の概要								
<p>平成16年3月25日に開催した環境資源循環専門委員会において、平成14年度に設定した「環境JISの策定アクションプログラム」の中で定められている環境JIS策定中期計画を改定した。下表-1に再生品などの評価基準や試験評価方法を含む「3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進」に分類したテーマ数を示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>策定予定年度</td> <td>16年度</td> <td>17・18年度</td> <td>時期未定</td> </tr> <tr> <td>テーマ数</td> <td>9</td> <td>17</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>表-1 環境JIS中期計画（平成16年3月改定）における「3Rの推進」のテーマ数 環境JIS策定中期計画に基づき、各分野で規格の策定及び調査研究を行っている。</p>	策定予定年度	16年度	17・18年度	時期未定	テーマ数	9	17	5
策定予定年度	16年度	17・18年度	時期未定					
テーマ数	9	17	5					
3.進捗状況								
<p>平成16年度に「3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進」テーマについて制定・改正した再生品などの評価基準や試験評価方法の規格は3件で、例えばコンクリート用再生材H JIS A5021 制定などがある。</p> <p>平成17年3月11日に開催した環境資源循環専門委員会において、環境JIS策定中期計画を改定した。「3Rの推進」に関して1テーマ追加し、1テーマ廃止している。下表-2に再生品などの評価基準や試験評価方法を含む「3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進」に分類したテーマ数を示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>策定予定年度</td> <td>17年度</td> <td>18・19年度</td> <td>時期未定</td> </tr> <tr> <td>テーマ数</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>表-2 環境JIS中期計画（平成17年3月改定）における「3Rの推進」のテーマ数 （第1回フォローアップ時との比較とその評価）</p> <p>第1回フォローアップ時、制定・改正した規格は10あり、8テーマ追加し、5テーマ廃止した。今回は制定・改正が3規格あり、1テーマ追加し、1テーマ廃止した。制定・改正の過程で個別の技術上の議論があったり、IECガイド作成との関係があったり或いは意欲的にテーマを取り上げているなどの事情により第1回フォローアップと差が出ている。テーマ内容の見直しや制定・改正時期の見直しを行いながら着実に進めている。</p>	策定予定年度	17年度	18・19年度	時期未定	テーマ数	12	13	3
策定予定年度	17年度	18・19年度	時期未定					
テーマ数	12	13	3					
4.今後の課題・見直しの方向性								

環境関連法規、公共調達基準などへの引用・活用が可能となるように分野別環境配慮規格整備方針に基づき規格の策定又は改正に際し環境側面の導入を考慮し、整備方針に関する情報を J I S 原案作成団体や I S O ・ I E C 国内審議団体などに積極的に提供し、規格作成段階における環境側面の導入を促進する。

これまでに改正・制定した規格の効果について調査を行い、環境 J I S の方向性について環境資源循環専門委員会にて検討し、これをベースにしながらさらなる展開をはかる。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 経済産業省

1.第3節 - 3 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要
中小企業等の経営層、管理者層及び実務者層を対象に、循環ビジネスの理解促進を図り、その実践的展開に資するための情報提供の一環として、循環ビジネスの実践に必要な廃棄物・リサイクル関連法規や環境適合製品等に関する研修を全国的に行う（循環ビジネス人材教育事業）。また、循環ビジネスの実践について、企業の具体的なニーズに合わせた、きめ細やかな助言を行うためのアドバイザー派遣（「循環ビジネスアドバイザー派遣事業」）を実施する。
3.進捗状況
循環ビジネス人材教育事業については、平成16年9月から平成17年3月までの間に40回（前年度は19回）の研修を実施した。研修参加者は2,190人（前年度は1,892人）であった。 また、循環ビジネスアドバイザー派遣事業については、平成16年度より実施し、平成16年7月から平成17年3月までの間に、39回実施した。
（第1回フォローアップ時との比較とその評価） 第1回フォローアップ時と比較すると、研修の実施回数及び参加者数のいずれも増加しているが、研修1回当たりの人数は減少している。これは、平成15年度は大都市圏を中心に研修を実施したが、平成16年度は循環ビジネスの実践に関する情報が比較的少ない地方都市の中小企業を中心に研修を実施したことによるもので、本事業の趣旨に従い研修が実施された結果と評価できる。
4.今後の課題・見直しの方向性
受講者からのアンケート結果によれば、理解度も高く（約90%が理解できたと回答）、回答者の約90%が引き続き受講を希望したいと回答していることから、事業の効果が上がっていると思われるが、循環ビジネスに携わる中小企業等の経営層、管理者層及び実務者層のニーズを的確に把握し、研修内容を改善していくこととする。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 経済産業省

1.第3節 - 4 循環型ビジネスの振興
2.取組の概要
<p>循環型社会構築のためには、企業、市民、行政等あらゆる主体が相互に連携・協働し、その有する人材や資源等を最大限有効に活用することが不可欠である。</p> <p>しかし、このように企業、市民、行政等が連携した活動は、その活動拠点、活動費用等の面で必ずしも自立的に進展する状況にはなく、連携のチャンスやルートも限られているのが現状である。</p> <p>このため、事業者、NPO、市民などの各主体が持つ能力が十分に発揮されるよう、地域における企業、市民等が連携した環境に配慮したまちづくりに資する「環境コミュニティ・ビジネス」を発掘し、その展開を支援することを通じて、持続的かつ効率的な環境負荷の低減を図る事業を実施した。</p>
3.進捗状況
<p>企業・市民等連携環境配慮活動活性化モデル事業（環境コミュニティ・ビジネスモデル事業）を実施し、地域における企業、市民等が連携した先進的な「環境コミュニティ・ビジネス」を公募により掘り起こし、事業委託費によりその展開を支援するとともに、その成果、課題等を評価し、広く普及・啓発を行った。</p> <p>具体的には事業開始2年目となる平成16年度は全国116件の応募の中から15件のモデル事業を採択し（平成15年度は9件採択）、各採択団体の活動内容について、経済産業省ホームページ等により広く周知するとともに、エコプロダクツ展、成果発表会において、モデル事業の活動成果を報告するなど普及・啓発を行った。</p> <p>本事業により、資金面のせい弱なNPO等のビジネスモデルの立ち上げに要する関係者間の連携体制の構築や、事業展開に必要な準備作業に要する経費を支援することによって、全国のモデル事業として波及、新たな連携の体制の構築等が可能になり、持続的かつ効率的な環境負荷低減に寄与した。</p>
（第1回フォローアップ時との比較とその評価）
<p>成果発表会、セミナー等を通じて、事業成果を広く全国に向けて発信することを通じ、事業実施地域の取組みだけに留まらず、他地域において同じビジネスモデルを活用した事業展開がなされている。また、モデル事業団体間、モデル事業団体とその他の団体・企業との間で、ネットワーク構築の促進が図られ、新たなビジネススキームを生み出す源泉となるなど、国が本事業を実施することによる波及効果が着実に現れている。</p>
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>・採択事業の環境負荷低減効果、ビジネスとしての成功度、他地域への波及効果等をより検証していくことが必要。</p> <p>・国がモデル事業として取り上げた場合、その事業の認知度向上等による波及効果等は大きく、その点を十分に評価した上で事業継続する方針。</p>

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 経済産業省

1.第3節 - 5 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要
<p>大量排出、処理困難、資源有用性等の観点から、必要な3R技術の高度化を図ることにより、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型経済社会システムから脱却し、環境と経済が統合された循環型経済社会システムを構築するため、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 再生利用率を産業廃棄物で47%、一般廃棄物で24%にする</li><li>・ 最終処分量を一般廃棄物、産業廃棄物とも1997年度に比して半減すること</li></ul> <p>ことを目標とし、3R対策の促進に必要な基礎研究、実用化開発等技術開発を3Rプログラム体系的に実施してきた。</p>
3.進捗状況
<p>16年度は、自動車分野や建設・住宅分野を中心に3R基盤技術の高度化を図るべく7プロジェクトについて研究開発を実施し、3R技術の普及促進のための実用化補助事業として8テーマについて事業を実施し、3R対策の推進を図った。</p> <p>また、平成17年3月に新産業を創造していくために必要な技術目標や製品・サービスの需要を創造するための方策を示した「技術戦略マップ」を、3R分野も含む20分野で策定した。</p>
(第1回フォローアップ時との比較とその評価)
<p>建設構造物の長寿命化のための研究開発の実施等、リサイクル分野中心であった研究開発のターゲットを、一部リデュース・リユース分野へとシフトしつつある。</p>
4.今後の課題・見直しの方向性

3 R 対策を講じる必要性（大量排出、処理困難、資源有効性）の高い製品等を中心に、また、最終処分量の削減に効果の大きい技術、資源の有効利用（資源枯対策）に効果の大きい技術、地球温暖化防止の観点から効果の大きい技術を中心に、環境配慮設計の推進等、下流対策から上流対策へ、リサイクル中心からリデュース・リサイクル中心へと、国際的な動きをにらみつつ、必要な 3 R 技術の高度化を図っていく。

その際、産業競争力、法規制との整合性、社会システムとの適合性、及び規格化・標準化等の社会的要因に関することも念頭に置きながら、技術の高度化を図る。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 経済産業省

1.第3節 - 6 循環型社会ビジネスの振興																				
2.取組の概要																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リデュース・リユース・リサイクルに資する設備の導入にあたり、一定の要件を満たすものについては、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫から、低利融資を行う。</li> <li>・リサイクルに資する設備の導入にあたり、一定の要件を満たすものについて、設備の特別償却、固定資産税の軽減を行う。</li> <li>・リサイクルに資する施設の導入にあたり、一定の要件を満たすものについては、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」に基づき、補助金、融資といった支援措置を行う。</li> <li>・リサイクルに資する施設の導入やリサイクルに関する技術開発にあたり、一定の要件を満たすものについて、「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」に基づく承認を受けた場合に、利子補給、債務保証といった支援措置を行う。</li> </ul>																				
3.進捗状況																				
<p>日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫の低利融資についての結果は以下の通り。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">16年度</th> <th style="width: 20%;">件数</th> <th style="width: 50%;">総融資額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本政策投資銀行</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">1 5 5 5</td> </tr> <tr> <td>中小企業金融公庫</td> <td style="text-align: center;">9 5</td> <td style="text-align: center;">7 2 3 2</td> </tr> <tr> <td>国民生活金融公庫</td> <td style="text-align: center;">1 0 9</td> <td style="text-align: center;">1 4 2 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>設備の特別償却、固定資産税の軽減についての結果は以下の通り。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">16年度</th> <th style="width: 70%;">総減税額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得税・法人税</td> <td style="text-align: center;">2 9 8</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td style="text-align: center;">8 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>経済産業省関係のみ</p>			16年度	件数	総融資額(百万円)	日本政策投資銀行	6	1 5 5 5	中小企業金融公庫	9 5	7 2 3 2	国民生活金融公庫	1 0 9	1 4 2 0	16年度	総減税額(百万円)	所得税・法人税	2 9 8	固定資産税	8 4
16年度	件数	総融資額(百万円)																		
日本政策投資銀行	6	1 5 5 5																		
中小企業金融公庫	9 5	7 2 3 2																		
国民生活金融公庫	1 0 9	1 4 2 0																		
16年度	総減税額(百万円)																			
所得税・法人税	2 9 8																			
固定資産税	8 4																			
<p>(第1回フォローアップ時との比較とその評価)</p> <p>設備等の導入は進んでいるところであるが、引き続き支援策を講じる必要がある。</p>																				

#### 4.今後の課題・見直しの方向性

18年度要求においては、事業者の利便性の向上や政策目的の一層の明確化を図るべく、必要に応じて制度の検討を行う。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 経済産業省

1.第3節 循環型社会ビジネスの振興 第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
2.取組の概要
製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の3Rシステムの高度化を図るために必要な措置について、検討を開始した。
3.進捗状況
製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の3Rシステムの高度化を図るために必要な措置について、平成17年1月に産業構造審議会・廃棄物リサイクル小委員会に製品3Rシステム高度化ワーキンググループを設置し、同年8月まで7回の審議を行い、同年8月に取りまとめを行ったところ。 本取りまとめを踏まえて、希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質情報をライフサイクルの各段階で管理できるよう、家電・パソコン等の製品について、製品含有物質の情報開示制度を導入するとともに、3R配慮設計・製造を推進するため、再生資源利用率等の製品の新たな評価軸や易解体性の表示方法等の統一化を図るための規格作成を進める。さらに、これらの措置について、国際的な標準化に向けた対応を産業界と政府が連携して積極的に行っていく。
（第1回フォローアップ時との比較とその評価）
4.今後の課題・見直しの方向性
製品含有物質の情報開示制度については、平成18年夏頃を目途に資源有効利用促進法の改正政省令を施行する予定。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省名 国土交通省

1.第3節 - 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要（環境に優しい資材や建設機械の特定とその使用の推進）
国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）に則り、国土交通省が実施する公共事業において、環境への負荷の低減に資する資材及び建設機械の使用を推進するもの。
3.進捗状況
平成13年4月のグリーン購入法の施行に伴い、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進してきた。これに加えて平成14年4月からは、環境負荷低減効果を有する建設機械の使用、また平成15年4月からは、伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法等の環境負荷低減効果を有する工法の使用、さらに平成16年4月からは、再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）や製材や集成材等の調達を推進しているところ。
4.今後の課題・見直しの方向性
平成18年度以降に調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、一般からの提案を参考として特定調達品目の追加、見直し等の検討を行う。また、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、定量的な目標を設定し、環境物品等の調達を推進していく予定。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 環境省

1.第3節 - 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要
ごみの排出量がここ数年ほぼ横ばい傾向であることを踏まえ、その発生抑制を一層推進するための施策の一つとして、ごみ処理の有料化の在り方について検討を行った。
3.進捗状況
平成17年2月に、循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について、中央環境審議会より「一般廃棄物処理の有料化は、ごみの排出量に応じた負担の公平化が図られること等から、一般廃棄物の発生抑制等に有効な手段と考えられ、現に一定の減量効果が確認されているところある。このため、国が方向性を明確に示した上で、地域の実情を踏まえつつ、有料化の導入を推進すべきと考えられる。」との意見具申がなされた。
(第1回フォローアップ時との比較とその評価)
平成17年2月に中央環境審議会よりなされた意見具申を踏まえ、同年6月に廃棄物処理法に基づく基本方針を改正し、国の役割として、一般廃棄物の処理に関する有料化の進め方を示すことなどを通じて地方公共団体の取組の支援に努めることとした。
4.今後の課題・見直しの方向性
今後は、ごみ処理の有料化を進めるにあたっての留意事項に関する考え方や、検討の進め方、これまでの知見等についてガイドラインをとりまとめることにより、有料化を行う市町村の取組を支援する。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

1.第3節 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要：手続きの合理化と規制強化
廃棄物の収集・運搬・処分等の各種手続きの合理化、産業廃棄物処理業等の許可に係る特例の制定及び廃棄物の適正処理を確保するための各種規制強化を図っている。
3.進捗状況
平成15年6月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により広域的なリサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例制度、平成16年9月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令改正により産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書類備え付けの義務化を導入した。さらに平成17年5月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用の厳格化と悪質な処理業者への罰則を強化した。また、平成17年3月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正により産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準に適合する廃棄物処理業者に対する許可申請書類の一部免除措置を講じるなど各種手続きの合理化措置を実施した。
（第1回フォローアップ時との比較とその評価） 不適正処理や不法投棄への対応として平成16年及び17年の廃棄物処理法の改正を始めとして、各種規制の強化を図る一方で、各種手続きの合理化も着実に推進した。
4.今後の課題・見直しの方向性
平成15年から17年の制度改正事項が着実に実施されていくように諸策を講じていく。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 環 境 省

1.第3節 - 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要
<p>循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究事業、技術開発事業等の推進のため、廃棄物処理等科学研究費補助金により以下の3事業を実施している。</p> <p>廃棄物処理対策研究事業 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 廃棄物対策研究推進事業</p> <p>競争的資金制度を活用したこれらの制度において広く研究テーマや開発する技術を募り、評価の高い課題に対し必要経費を補助している。</p>
3.進捗状況
<p>平成16年度は、廃棄物処理対策研究事業において51件、次世代廃棄物処理技術基盤整備事業において12件の課題を採択し、廃棄物等の発生抑制、回収された廃棄物等の循環的な利用の促進等に資する研究や技術開発への支援を行った。また廃棄物対策研究推進事業によりこうした成果の普及に努めた。</p> <p>また、平成17年度事業の公募を平成16年中に行い、採択時期の早期化に努めた。</p>
<p>(第1回フォローアップ時との比較とその評価)</p> <p>平成15年度に続き、廃棄物等の発生抑制、回収された廃棄物等の循環的な利用の促進等に資する研究や技術開発への支援及び当該研究成果等の普及を着実に実施した。</p> <p>また、採択時期の早期化により、本制度の充実及び効果的・効率的運用を図った。</p>
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>平成17年度においても、廃棄物処理対策研究事業において49件、次世代廃棄物処理技術基盤整備事業において7件の課題を採択した。</p> <p>また、平成17年度中に、外部委員により本事業の事業評価を実施し、今後の事業の方向性等について検討するなど、引き続き本制度の充実及び効果的・効率的運用に努めていく。</p>

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

1.第3節 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要：廃棄物処理施設における温暖化対策 平成15年度より、廃棄物処理施設における温暖化対策事業として、産業廃棄物処理施設において高効率な廃棄物発電施設を整備する場合、発電効率等一定の要件を満たすものに対して、国庫補助を行っている。なお、平成17年度からは従来の廃棄物発電施設に加え、廃棄物熱供給施設及び廃棄物燃料製造施設を補助対象施設に加えている。
3.進捗状況 平成16年度においては、3事業者が整備する産業廃棄物発電施設に対して国庫補助を行った。  (第1回フォローアップ時との比較とその評価) 平成17年度からは温暖化対策の施設整備のメニューを増強し、温暖化対策に資する廃棄物処理施設の整備を推進している。
4.今後の課題・見直しの方向性 今後もこれまでどおり推進の方向

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

1.第3節 - 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要： 容器包装ライフ・サイクルアセスメントに係る調査事業(廃)
<p>容器包装リサイクル法においては法の施行から現在に至るまでの間、分別収集を実施する市町村数及びリサイクル量は増加しており、着実に制度が浸透してきている。</p> <p>こうした中、容器包装の中でも我々にとって最も身近なものの1つである飲料用の容器についてはリサイクルの推進とともに近年、様々な用途に対応した容器の多様化が進んできており、また、その製造方法やリサイクル方法についても新たな技術の開発や導入が見られるようになってきている。</p> <p>このため平成14年から3カ年の予定で飲料容器を対象としてライフ・サイクル・アセスメント(LCA)の手法を用いて環境負荷の側面を把握するとともに、環境負荷の低減に繋がる容器の普及に向けた施策の在り方を検討することを目的に「容器包装ライフ・サイクル・アセスメントに係る調査事業」を実施した。</p>
3.進捗状況
<p>平成16年度においては、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・調査対象容器を現在の市場等を踏まえ再抽出</li><li>・ライフサイクルフローを直近にあわせ修正</li><li>・これまで収集・構築したライフ・サイクル・イベントリーデータを最新のものに修正</li><li>・家庭における洗浄工程をライフ・サイクル・イベントリー分析に取り入</li></ul> <p>以上のような調査を実施するとともに、これまでの調査結果とあわせて、本調査結果の解釈や限界及び課題等を整理し、最終報告を取りまとめた。</p>
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>平成14年から3カ年の予定であった当該事業においては、平成16年度にある程度の方角性を示した調査最終報告が取りまとまるに至った。今後は、この調査結果を環境負荷の低減に繋がる容器の普及に向けた施策の検討へ資する予定である。</p>

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 環境省 総合環境政策局

1.第3節 - 1 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要：グリーン購入の促進
<ul style="list-style-type: none"><li>・循環型社会の形成を積極的に推進するため、国自らも事業者・消費者としてグリーン購入を行う。</li><li>・環境物品情報の円滑な流通を促進し、循環型社会ビジネス市場が成育するよう、事業者や民間団体等が個別に実施する多種多様な環境物品情報の情報源情報を整理・分析し、消費者が利用しやすい形で提供する環境ラベル等データベースや特定調達物品(グリーン購入法における基本方針の判断基準に適合する商品)に関する情報を提供する特定調達物品情報提供システムをインターネット上に公開し、情報提供を行っている。</li><li>・各主体が自主的にグリーン購入を進めるのに参考となるよう、行政機関や企業がそれぞれのホームページなどで公開しているグリーン購入の取組に関する情報を提供するグリーン購入取組事例データベースの運用を開始した。</li><li>・アンケート調査結果として、すべての地方公共団体、上場企業(東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業)の約50%及び非上場企業(従業員500人以上の非上場企業及び事業所)の約30%が組織的にグリーン購入を実施するようになることを目標とする。</li></ul>
3.進捗状況
<ul style="list-style-type: none"><li>・平成13年度より国等の機関では、グリーン購入法に基づきグリーン購入を推進しており、平成15年度の国等の各機関における特定調達物品の調達率については、大半の品目において95%以上の高い調達率を達成している。</li><li>・環境ラベル等データベースにおいては、平成13年4月に試行的に運用を開始し、平成14年8月から本格的運用を行っている。制度の変更や新規制度の登録等情報内容について、年2回の更新を行っている。</li></ul> また、特定調達物品情報提供システムは平成13年4月より運用を開始し、年4回の更新を行っている。 <ul style="list-style-type: none"><li>・グリーン購入取組事例データベースは、平成16年6月から運用を開始した。</li><li>・これまで、情報提供の推進や地方におけるグリーン購入セミナー等を通して、グリーン購入の取組の普及を図っており、平成16年度のアンケート調査結果では、地方公共団体の約41.5%(都道府県及び政令指定都市では100%)において組織的にグリーン購入が実施されている。また、上場企業の64.7%、非上場企業の51.5%が物品等の購入に際して環境への負荷に配慮している。</li></ul>

(第1回フォローアップ時との比較とその評価)

国等の各機関における特定調達物品の調達率については、大半の品目において、前回は90%以上、今回は95%以上と上昇しており、国等におけるグリーン購入は、更に定着したといえる。

各種の情報提供データベースは、定期的に情報の追加・更新を行っており、第1回フォローアップ時と比較して、更に充実したといえる。

企業においては、グリーン購入に取り組んでいる企業の割合が大幅に上昇しており、グリーン購入の促進という面で成果があったといえる。

#### 4.今後の課題・見直しの方向性

・地方公共団体、特に市区町村におけるグリーン購入の取組の進展が遅れているため、地方公共団体に対するグリーン購入の取組推進方策の強化が必要である。

・更に消費者に環境ラベル等データベース、特定調達物品情報提供システム及びグリーン購入取組事例データベースを利用してもらい、グリーン購入を促進していくため、更なる情報内容の充実とシステムの機能面の拡充を図る。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 環境省 総合環境政策局

1.第3節 - 3 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要：ライフサイクルアセスメントの普及 環境保全型の製品の普及を促進するため、本事業においてはこれまで、幅広い製品群を対象として、その環境負荷をライフサイクルの観点から総合的に評価する LCA 評価手法について、多くの企業が取り組みやすい手法を確立するための検討を進めてきたところである。 上記の検討結果及び LCA 評価に基づく製品の環境負荷の情報提供の仕組みとして、わかりやすい形での情報提供が求められていることを踏まえ、商品やサービスに起因する環境負荷を、ライフサイクル的視点から定量化し、その結果をわかりやすく消費者に提供するシステムを構築した。また、システムの試験運用を平成17年6月から開始する。
3.進捗状況 ・ L C A実施のためのガイドライン及び原単位情報（素材等の環境負荷量算出のための換算係数）データベースを作成した。 ・ 商品等に起因する環境負荷をライフサイクル的視点から定量化し、その結果を消費者に提供するシステムの試験運用を平成17年6月から開始するため、システムに関する消費者向けのガイドブックを作成した。 ・ グリーン購入法における特定調達品目について、L C A評価の観点から複合的な環境負荷低減効果の評価を実施した。
（第1回フォローアップ時との比較とその評価） 商品等に起因する環境負荷をライフサイクル的視点から定量化し、その結果を消費者に提供するシステムの試験運用に向けて準備が進んでおり、ライフサイクルアセスメントの普及に向けて取組が進んだといえる。
4.今後の課題・見直しの方向性 今後は、システムの対象品目の拡大とデータの充実、LCA 評価結果の表示の仕方に関する検討が必要である。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省名 環境省 総合環境政策局

1.第3節 - 2 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要： 事業者の自主的・積極的な環境への取組の支援
<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者の自主的・積極的な環境への取組を支援するためのツールとして「環境会計ガイドライン 2005年版」、「エコアクション2.1（2004年版）」等を取りまとめた。</li><li>・環境報告書の信頼性の向上のための枠組み作りのため、環境報告書の自己審査及び第三者審査のための方策に関する検討を行った。</li><li>・環境報告書等による環境情報の開示を進めるとともに、情報が社会全体として積極的に活用されるよう促すための「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」の平成17年4月からの施行に向けて、環境報告書の作成が義務付けられる91の特定事業者を政令で指定（平成17年3月16日公布）したほか、環境報告書に最低限記載すべき事項と考えられる「環境報告書の記載事項等」を策定し、告示した（平成17年3月30日公布）。</li></ul> <p>【循環型社会形成推進基本計画における目標】</p> <p>アンケート調査結果として、上場企業の約50%及び非上場企業の約30%が環境報告書を公表し、環境会計を実施するようになることを目標とします。</p>
3.進捗状況

・近年、環境に関する取組を最も重要な戦略の一つとして位置付ける企業が増加するなど、企業の環境問題への姿勢がより積極的なものへと変化していることに加えて、環境省において、環境報告書や環境会計のガイドラインを策定したことなどにより、環境報告書を作成する企業や環境会計を導入する企業が増加している。

・環境報告書を作成している企業は、上場企業においては、平成15年の478社(38.7%)から平成16年は510社(45.3%)へと増加し、非上場企業においては、平成15年の265社(17.0%)から平成16年は291社(20.8%)となっている。全体としては、平成15年の743社(26.6%)から平成16年は801社(31.7%)へと年々着実に増加している。

・環境会計を導入している企業は、上場企業においては、平成15年の393社(31.8%)から平成16年は416社(36.9%)へと増加し、非上場企業においては、平成15年の268社(17.2%)から平成16年の296社(21.2%)へと増加。全体としては、平成15年の661社(23.6%)から平成16年は712社(28.2%)へと年々着実に増加している。

・中小事業者向けの環境活動評価プログラム(エコアクション21)について、「エコアクション21(2004年版)」としてガイドラインを改訂した。また、本年度より財団法人地球環境戦略研究機関によるエコアクション21に取り組む事業者を対象とした認証・登録制度が始まっており、認証・登録事業者数は154社である。(平成17年3月末現在)さらに、エコアクション21の指導者講習会を計3回開催した。

【参考】

指 標	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成22年度 (目標値)
環境 報告書 公表企業 (%)	上場企業 29.9%	上場企業 34.0%	上場企業 38.7%	上場企業 45.3%	上場企業 (約50%)
	非上場企業 12.0%	非上場企業 12.2%	非上場企業 17.0%	非上場企業 20.8%	非上場企業 (約30%)
環境会計 実施企業 (%)	上場企業 23.1%	上場企業 26.8%	上場企業 31.8%	上場企業 36.9%	上場企業 (約50%)
	非上場企業 12.0%	非上場企業 17.2%	非上場企業 17.2%	非上場企業 21.2%	非上場企業 (約30%)

出典：平成16年度 環境にやさしい企業行動調査

(第1回フォローアップ時との比較とその評価)

・環境報告書公表企業及び環境会計実施企業について見るところによると、その数、割合ともに順調に増加しており、進展の傾向にある。

・中小企業向けの環境活動評価について、新たに認証・登録制度が導入されたことで、更なる普及促進が期待できるばかりでなく、その取組状況の把握が容易になることから、今後も更なる進展が期待できる。

#### 4.今後の課題・見直しの方向性

##### 【今後の課題】

・事業活動に環境配慮を組み込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及を引き続き進めていくことが必要である。

・環境対策に熱心に取り組む事業者が社会から高く評価されるように、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」に沿って、環境報告書の記載事項をより充実させるための検討や、公的法人への説明会の実施等による、環境に配慮した事業活動の促進のために必要な施策の推進が必要である。・また、銀行業界、証券業界、保険業界などの各金融業界におけるグリーン化を進め、社会的責任投資の推進などを通じて、環境保全のみならず広く持続可能性をも視野に入れた企業の社会的責任（CSR）への取組を積極的に促進することが必要である。

##### 【見直しの方向性】

・一定の成果は出ているものの、未だ十分な成果は得られていないことから、より一層の普及促進を図ることが必要である。具体的には、環境報告書の記載事項充実のための検討や、公的法人への説明会の実施など環境配慮促進法の確実な実施、民間事業者による環境報告書作成の一層の促進、環境報告書の利用促進、社会的責任投資の促進などを展開していく必要がある。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

1.第3節 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要
サッカー場等の閉鎖的なイベントにリユースカップを導入する際に併せてデポジットを導入し、その効果の検証を実施する。
3.進捗状況
デポジットの有無によるカップの回収率の差の比較検討を行い、サッカー競技場では返却・回収システムにより回収率が変化すること、入退場のピークが少ない遊園地等のアミューズメント施設では、デポジットの実施を伴わなくても比較的高い回収率が確保できるなどの調査結果を得た。
(第1回フォローアップ時との比較とその評価)
デポジットの有無による回収率の違いについて、比較検討を実施し、返却回収システムにより回収率が変化すること及びデポジットの有効性を確認した。
4.今後の課題・見直しの方向性
リユースカップ導入の際の課題として、イベントの内容や施設の状況、営業の形態などを総合的に勘案して制度を構築し、デポジットの有無や運営のしくみ、実施エリアや対象飲料の範囲などについて最適な選択を行うことが重要であることから、引き続き実証試験を行い、その結果及び過去の結果報告を取りまとめリユースカップ導入マニュアルを作成する。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 環境省

1.第3節 - 1 循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要 グリーン購入法に基づく調達方針の策定及び推進
地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があり、環境物品等への需要の転換を推進していくために、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進するものである。
3.進捗状況
(1) 環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）の策定を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。 <平成16年4月1日 調達方針を策定 平成17年6月30日 公表>
(2) 環境物品等の調達に当たっての配慮の実績 調達方針に掲げた重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類(16分野199品目)については100%の調達目標を掲げ、調達の際、エコマーク或いはグリーン購入法適合商品等の表示、情報を活用し、調達方針に掲げた判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品等の調達に努めた。
(3) 特定調達物品以外の環境物品等の調達状況 特定調達物品等以外の物品等の調達に当たっては、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等の環境物品等を調達するように努めた。
(第1回フォローアップ時との比較とその評価) 調達方針に基づく環境物品等の調達については、100%の目標値に対する達成率は前年度とほぼ変わらないものの、判断基準以上の物品等の調達は増加の傾向にある。
4.今後の課題・見直しの方向性 平成16年度の調達については、概ね調達方針に定めた目標を達成できたが、一部の品目については目標を達成できなかったものもあるため、平成17年度以降の調達においては、グリーン購入法の趣旨を各調達主体に引き続き徹底するとともに、従来以上に判断基準より高い水準の物品等の調達に努めていきたい。